

山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により山口県中小企業制度融資（以下「制度融資」という。）を利用した中小企業者等の資金繰りの円滑化と負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象)

第3条 制度融資のうち、交付の対象となる対象資金、保証承諾年度、対象者及び補助対象経費の要件は、次の表のとおりとする。

対象資金	保証承諾年度	対象者	補助対象経費
新型コロナウイルス感染症対応資金	令和2年度 令和3年度	借入当初から据置期間5年以内、融資期間10年以内の範囲内で条件変更する中小企業者等	左記の条件で中小企業者等が支払う条件変更実行時に発生する追加の信用保証料

2 ただし、前項の交付の対象となる場合であっても、補助金の交付決定及び額の確定までに山口県信用保証協会が代位弁済をした場合は、交付の対象としない。

(交付申請及び請求書)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1-1号又は様式第1-2号）（以下「交付申請書兼請求書」という。）について次条に定める期限までに知事に提出しなければならない。

(対象期間及び交付申請期限)

第5条 補助金の対象期間は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの条件変更実行分とし、県への交付申請期限は、令和6年1月19日とする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、第4条に基づく交付申請書兼請求書の提出があったときは、当該交付申請書兼請求書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定及び額の確定を行い、交付対象者に通知するものとする。

(繰上完済等)

第7条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することにより、信用保証料について、全部又は一部の返戻（以下「返戻保証料」という。）が生じる場合は、知事に山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金に係る繰上完済等報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

- (1) 保証期限前に繰上完済したとき（他の資金への借換に伴う繰上完済を含む。）。
- (2) 保証条件の変更（一部内入又は保証期間の短縮）をしたとき。

2 知事は、前項の規定により返戻保証料が生じる場合は、補助金の交付を受けた者に期限を定めて補助金相当額の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定による補助金相当額の計算方法は別に定める。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、返還を命ずることができるものとする。

- (1) その責めに帰すべき事由により規則及びこの要綱の条項に違反したとき。
- (2) その他補助金の交付に適さないと知事が認めたとき。

(調査)

第9条 知事は、山口県信用保証協会、金融機関等に保証に関する情報の提供を求める等、必要に応じて調査することができるものとする。

2 知事は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対し必要な調査を実施するものとし、補助金の交付を受けた者は、これを拒んではならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行し、令和3年4月1日条件変更実行分から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年1月1日条件変更実行分から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年1月1日条件変更実行分から適用する。